

「東京デジタルサービス会議」設置要綱

令和3年11月9日制定	3デ戦戦第409号
令和4年8月1日改正	4デ戦戦第284号
令和5年7月14日改正	5デ戦戦第154号
令和6年3月7日改正	5デ戦戦第571号

(名称)

第1条 本会は、東京デジタルサービス会議（以下「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 全庁を挙げて都政のデジタル化を進めるにあたり、都民誰もが”使いやすく、満足度の高い“質の高いデジタルサービスの提供を目指すため、東京デジタルファースト条例の趣旨を踏まえ、デジタルサービスの開発・運用に係る行動指針をはじめデジタルを活用した行政の推進に必要な事項について、様々な分野の専門家から意見を聴取することを目的に、本会議を設置する。

(組織)

第3条 本会議は、東京都ＣＩＯ（情報統括責任者）及び東京都ＣＩＯが別途委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 座長は、委員の互選により定める。

(本会議)

第4条 本会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、本会議委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 本会議に出席した者（東京都ＣＩＯ及び都職員を除く。）に対しては、都の基準により定める謝礼を支払うことができる。
- 4 本会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める

場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 本会議に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、本会議の付託を受けて、その分野に属する事項を検討する。
- 3 ワーキンググループにグループ長を置き、グループ長が会の招集を行う。
- 4 グループ長は、ワーキンググループ委員の互選により定める。
- 5 グループ長は、ワーキンググループの事務を掌理する。
- 6 ワーキンググループの資料及び議事録については原則非公開とし、内容を取りまとめた後、本会議に報告する（本会議においてワーキンググループ報告事項を公開する。）。

(事務局)

第6条 本会議の庶務は、デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年11月9日から施行する。

附 則（令和4年4デ戦戦第284号）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年5デ戦戦第154号）

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則（令和6年5デ戦戦第571号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。